

答 申 第 1 2 4 号
令和 3 年 3 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 2 年 7 月 2 日付け諮問第 22 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

収容した動物を撮影した画像等

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和元年 12 月 2 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年 12 月 16 日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書の不存在を理由として公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 2 年 1 月 28 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 11 月 30 日までの間における次に掲げる文書である。

- (1) 収容した動物を撮影した全ての画像（以下「文書 1」という。）
- (2) 撮影画像と年度・受理番号の識別情報（以下「文書 2」という。）

5 諮問

令和 2 年 7 月 2 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

公文書の不存在を理由に非公開決定処分になっているが、動物愛護管理事業公金支出金返還等請求事件（以下「住民訴訟」という。）において、令和元年10月18日付けの準備書面(2)（以下「準備書面」という。）に平成28年度から平成30年度に収容された動物の画像を提出していることから、不存在は虚偽である。

2 意見書及び口頭意見陳述

(1) 意見書

ア 実施機関は、「飼い主への返還を目的に、収容等した動物の写真を撮影し、その画像を動物愛護センターのホームページで情報提供している。ホームページでの情報提供の期間は猫の場合は2日間、犬の場合は5日間としており、情報提供に使用した動物の画像データは、ホームページへの掲載の終了とともに直ちに消去している」等と弁明するが、行政文書は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）では、所有権のある所有者が現れる期間少なくとも5年は写真を含め全ておいておかなければ違法である。

イ 添付1（省略）の画像は、平成28年6月に収容動物ホームページに掲載されたものである。実施機関は、「飼い主返還のためにホームページでの情報提供の期間は猫の場合は2日間、犬の場合は5日間としており、情報提供に使用した動物の画像データは、ホームページへの掲載の終了とともに直ちに消去している」と弁明するが、実際には5日間を経過した後もこの画像を残しており、かかる弁明は虚偽といわざるをえない。

ウ 実施機関は、「準備書面の動物の画像は、住民訴訟において、兵庫県が実施している譲渡事業を説明する際に、「啓発としての譲渡」の対象とならない代表的な個体の事例を写真で示すことを目的に動物愛護センター及び各支所で撮り置いていた画像である」と弁明する。しかし、準備書面で提出された添付1（省略）の画像は、平成28年6月の画像である。住民訴訟は平成29年12月に提訴しており、提訴の1年以上前である平成28年6月に訴訟のために画像を撮り置いていたというのは明らかに矛盾している。

エ 以上のとおり、所有権のある所有者が現れる期間の画像を保存していないことは違法であり、実施機関は証拠を隠すために虚偽を理由に隠蔽しているので、公開を求める。

(2) 口頭意見陳述

実施機関が文書1をすぐに消去していることに関して、実施機関は犬や猫を引き取って、5日間又は2日間公示して殺処分したり、譲渡したりしているが、これは遺失物法（平成18年法律第73号）違反であり、2週間公示しなければ所有権はなくなる。譲渡するときは、飼い主になる方に、元の飼い主が現れたら返してくださいと説明して譲渡しているのに、文書1をすぐに消去してしまって、元の飼い主が現れたときにどうやって自分の犬や猫ということが分かるのか。消去しているのは、実施機関が犯している犯罪を隠すためだと思う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

(1) 文書1について

動物愛護センター及び各支所においては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条に基づき抑留した犬、動愛法第35条第3項に基づき引き取った所有者の判明しない犬又は猫、動愛法第36条第2項に基づき収容した負傷動物及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第1項に基づき収容した飼い犬について、飼い主への返還を目的に、収容した動物の写真を撮影し、その画像を動物愛護センターのホームページで情報提供している。

ホームページでの情報提供の期間は、猫の場合は2日間、犬の場合は5日間としており、情報提供に使用した動物の画像データは、ホームページへの掲載の終了とともに直ちに消去している。

本件公開請求時において、ホームページで動物の画像を情報提供していないこと、また、本件公開請求より前にホームページで情報提供していた動物の画像は消去していることから、平成28年4月1日から令和元年11月30日までの間における収容した動物を撮影した画像は、保有していない。

(2) 文書2について

審査請求人は、収容した動物の撮影画像とその動物の受理番号を年度ごとに整理した文書を求めているものと解されるが、実施機関において、撮影画像と年度・受理番号などの識別情報を記載した文書は作成していないことから、保有していない。

(3) 本件対象公文書の不存在について

上記(1)及び(2)のとおり、文書1については消去していることから、また、

文書2については作成していないことから、保有していない。

2 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、第3の1(2)のとおり不存在は虚偽であると主張しているが、審査請求人が指摘する準備書面の動物の画像は、住民訴訟において、兵庫県が実施している譲渡事業を説明する際に、「啓発としての譲渡」の対象とならない代表的な個体の事例を写真で示すことを目的に動物愛護センター及び各支所で取り置いていた画像である。これまでの審査請求人とのやりとりから、本件対象公文書は飼い主への返還を目的に動物愛護センターのホームページで情報提供した動物の画像であり、準備書面の画像は本件対象公文書には当たらないと判断した。

なお、これらの画像については、住民訴訟の準備書面により、審査請求人は既に入手している。また、これらの画像に関する全ての情報についても、審査請求人からの令和元年11月18日付け公文書公開請求により、実施機関は審査請求人に対し、令和2年1月16日付けで公開決定及び部分公開決定を通知し、既に公開している。

したがって、不存在は虚偽であるという審査請求人の主張は、理由がないものである。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

- (1) 本件対象公文書（文書1及び文書2）の保有の有無について、実施機関は、文書1は本件公開請求の際にホームページで動物の画像を情報提供しておらず、それ以前の画像は消去していることから、また、文書2は作成していないこと

から、保有していないと説明する。

(2) これに対し、審査請求人は、実施機関が提出した住民訴訟の準備書面に、平成28年6月に収容された動物の画像を提出していること等から、文書1の不存在は虚偽であると主張するが、実施機関は、これまでの審査請求人とのやりとりから、文書1は飼い主への返還を目的にホームページで情報提供した動物の画像であり、準備書面の動物の画像は、兵庫県が実施している譲渡事業を説明する際に、「啓発としての譲渡」の対象とならない代表的な個体の事例を写真で示すことを目的に撮り置いていた画像であって、本件対象公文書には当たらないと説明する。

(3) 文書1について審査請求人は、実施機関がホームページでの情報提供の期間（猫の場合は2日間、犬の場合は5日間）の終了とともに直ちに消去していることは、遺失物法及び動愛法に違反する取扱いであると主張するが、動愛法第35条第3項の規定により実施機関が引き取った犬及び猫について遺失物法の適用はなく、動愛法において文書1に相当する文書の保存期間についての定めはない。また、文書2は業務上必要なものではなく、法令等により作成が義務づけられたものでもないことを実施機関に確認した。

これらのことを踏まえると、文書1及び文書2を保有していないとする実施機関の上記の説明は、不自然、不合理とまでは言えず、他に文書1及び文書2の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関において、本件対象公文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年7月2日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年8月7日	・ 審査請求人から同月6日付け意見書を受領
令和2年12月15日 第2部会 (第84回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年1月26日 第2部会 (第85回)	・ 審査請求人の意見陳述 ・ 審議
令和3年2月10日 第2部会 (第86回)	・ 審議
令和3年3月19日 第2部会 (第87回)	・ 審議
令和3年3月25日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男